

# 大阪社保協通信

メールアドレス: osakasha@poppy.ocn.ne.jp  
http://www.osaka-syahokyo.com/index.html

第1311号 2025.7.22

TEL 06-6354-8662 Fax06-6357-0846

大阪社会保障推進協議会

## 「取り消しを認める歴史的勝訴判決／いのちのとりで裁判最高裁第三小法廷判決とその後の動き

### 〈歴史的勝訴判決〉

2025年6月27日(金)15時、最高裁判所第三小法廷(宇賀克也裁判長)は、2013年から3回に分けて行われた最大10%・総額670億円という史上最大の生活保護基準引き下げを理由とする保護変更決定処分は違法であるとして、処分の取り消しを認める画期的な判決を言い渡しました。いのちのとりで裁判(生活保護基準引き下げ違憲訴訟)は全国29地域で31裁判が争われている集団訴訟で、今回は大阪(2023年4月大阪高裁敗訴)と愛知(2023年名古屋高裁勝訴)という判断の分かれていた2つの裁判に対する判決。生活保護に関わる裁判はこれまでも数多く行われてきましたが、基準そのものを争った裁判の最高裁における勝訴を勝ち取った事例はなく、歴史的・画期的な1日になりました。



### 〈判決内容〉

判決内容としては、国が主張してきた引き下げの主要な根拠とされた「デフレ調整」が専門的知見との整合性を欠き、厚生労働大臣の判断の過程及び手続きに過誤・欠落があり違法とされました。この背景には2012年衆議院議員総選挙において自由民主党が「生活保護給付水準の10%引き下げ」を公約に掲げ

**削減総額670億円**

**デフレ調整 580億円削減**

**ゆがみ調整 90億円削減**

**「デフレ調整」は厚労省の生活扶助相当CPIによる 物価偽装**

**問題1** 生活保護基準部会<sup>1)</sup>の意見を聞くことなく、強断でデフレ調整を採用した!

**問題2** 物価考慮は、水準均衡方式<sup>2)</sup>の本質と矛盾!

**問題3** デフレ調整は、生活保護世帯の消費実態とかけ離れたウエイト(購入割合)を前提に計算された

**問題4** 物価下落率は、国際水準をはずれた計算方式で作られた!

**問題1** 基準部会の検証数値を強断で2分の1!

**問題2** 所得下位10%層(第1十分位層)から生活保護世帯を除外せず比較!

て政権に復帰したという政治的背景があります。厚労省はこれまで一度も使われてこなかった物価を指標に切り下げを行いました、手法そのものが違法とされました。

但し「ゆがみ調整」部分については多数意見で却下され、原告側が求めていた国家賠償も認められませんでした。国賠について「違法に引き下げ幅を拡大して、その結果・最低限度の生活の需要を満たすことができない状態を9年以上にわたり強いられてきたとすれば、財産的損害が賠償されれば足りるから精神的損害は慰謝する必要はないとはいえ、損害賠償請求は認容すべきと考える」と宇賀克也判事が反対意見を書かれています、その通りだと私は思います。

## 〈早期解決をめざして要請書提出〉

生活保護利用者の多くは高齢者や障害・傷病者であって、最大時1027名であった原告のうち2割を超える232名が既に亡くなっており、早期の全面解決が切実に求められています。長年にわたり数百万人の生存権(憲法25条)と個人の尊厳(憲法13条)を侵害し続けた国には、判決に従い全ての生活保護利用者への謝罪・引き下げ前の基準による保

護費との差額支給等必要な被害回復措置を直ちに講じることが求められます。また、前代未聞の権利侵害を二度と発生させないよう、厚生労働大臣の裁量を明確に制限し、生活保護バッシングの再来を許さない「生活保障法」の制定等の措置を速やかに講じることが重要ではないかと思います。判決当日に、厚労省に対して要請書を提出しました(参照)。

### 第1 被害の回復

- 1 すべての生活保護利用者に対する真摯な謝罪
- 2 2013年改定前基準との差額保護費の遡及支給
- 3 生活扶助基準と連動する諸制度への影響調査と被害回復

### 第2 再発防止

- 1 検証委員会の設置による2013年改定に至る事実経過と原因の調査・解明
- 2 生活保護基準改定方法の適正化
  - ア 生活保護法8条2項所定の事項の遵守
  - イ 基準部会の検証を経ることをルール化
  - ウ 基準部会委員に当事者・弁護士・支援者を入れる
  - エ 違法な基準改定を裁判で擁護した基準部会委員を再任しない
  - オ 新たな検証手法による生活扶助基準の大幅引上げ
  - カ 夏季加算の創設など生活実態に合った保護費の支給
- 3 権利性の明確な「生活保障法」の制定

## 〈謝罪なし、解決に背をむける国(厚労省)〉

ところが、その要請に対する回答を受ける6月30日第2回交渉で厚労省の担当者(企画官)は、判決当日と同様に「判決を踏まえ適切に対処する」と回答しました。

まずは謝罪から始まるべきではないかと抗議しましたが、「判決の趣旨、内容を十分精査し適切に対応する」「謝罪するかどうかも含めて検討する」との回答に終始しました。

交渉の翌日の7月1日、定例記者会見で判決への対応を問われた福岡厚労大臣は、「判決の趣旨及び内容を踏まえた対応の在り方について、早期に、専門家によりご審議いただく場を設けるべく、検討を進めていきたいと考えております」と突如コメントを発表しました。原告団・弁護団に事前に知らされてはいませんでした。

7月7日の第3回交渉では、頭越しの「審議会設置」は認められない等の第二次要請書を提出しました。謝罪に関しては、1年前の優生保護法裁判においては原告勝訴判決を受けた翌朝には担当大臣が原告・弁護団と会い謝罪する場が設定されたこと等を伝えましたが、「訴訟が違うので」と頑なに拒否。大臣が表明した「審議会」にはどのようなことを諮問するのか・どのような専門家に誰に委員になってもらうのか・結論はい

つまでに出すのか等々の質問をしたのですが一切返答がありませんでした。最高裁判決を全く踏まえない態度に終始しています。政治によってゆがめられた行政ですが、行政自身が歪んでいます。

## 〈自治体にむけた取り組み〉

生活保護制度の実施は基礎自治体になっていることから、いのちのとりで裁判全国アクションでは、原告のいる自治体や都道府県に対しての要請活動にも力を入れています。大阪では、7月1日に大阪市への要請・その後記者会見を行いました。大阪市からは、「生活扶助基準に連動する制度(国は47あると説明)についての確認を進めていることが話されました。被害回復の手だてがとられるのは当然ですが、原告・弁護団の意見も踏まえて国が早期に手だてを示すことが重要となっています。

## 〈今後の取り組み〉

7月20日投票の参院選では、外国人の生活保護利用や生活保護利用そのものを問題視する主張が声高に叫ばれました。根強くあるバッシングへの対応含めて、生活保護が権利であること・権利性をきちんと保つことのできる基準や運用を図る(利用しやすくなる)ことが大事だと思います。

訴訟については、謝罪と早期解決に向けて国が向き合うべきです。先ほど232名の原告が亡くなっていると書きましたが、最高裁判決以降に亡くなった方も一刻も早い対応が必要です。裁判では27地域29裁判が継続している状態であり、今後の対応も重要なポイントとなっています。

最高裁で勝訴して終わりではなく、解決に向けた取り組みはさらに続きます。引き続きのご支援をよろしくお願いします。

(文責 雨田信幸さん・きょうされん大阪支部事務局長)

# 2025 年度自治体キャラバン行動資料集は 15 日・22 日に発送完了。キャラバンスケジュール・事前学習会も次々決定。

みなさんおまちかねの 2025 年度自治体キャラバン行動資料集は 15 日と本日 22 日で一斉発送完了です。キャラバン懇談日程や事前学習会も次々と決まっています。今後の最新情報は大阪社保協ホームページ「2025 自治体キャラバン」ページをご覧ください。

## 2025 年度自治体キャラバン行動

[2025.7.22 現在]

日	懇談時間	自治体名	集合時間/場所	会場/担当課
8月5日(火)	10:30-12:00	守口市		

8月7日(木)	14:00-16:00	堺市		市役所内
8月19日(火)	13:30-15:30	寝屋川市		経営企画部企画二課足立 072-825-2019
8月21日(木)	10:0-12:00	摂津市	9:30 市役所1階 ロビー	市役所新館7階講堂/保健福祉部保健福祉課上野 06-6383-1386
	15:00-17:00	岸和田市		総合政策部広報広聴課尾崎 072-4203-9403
8月28日(木)	13:00-15:00	河内長野市		市民に寄り添う部市民窓口課井上 0721-53-1111(内線580)
9月17日(水)	14:00-16:00	柏原市		本館4階会議室/政策推進部企画調整課吉儀 072-971-1000
10月8日(水)	13:00-15:00	忠岡町		秘書人事課兼田 0725-22-1122 内線113
10月15日(水)	15:00-16:30	茨木市		市役所南館10階大会議室/医療政策課地域医療係酒井 072-655-2756
10月28日(火)	14:00-16:00	豊中市		都市経営部広報戦略課広聴係木村 06-6858-2029
10月29日(水)	10:00-11:00	門真市		市民文化部人権市民相談課山下 06-6902-6079
11月11日(火)	14:00-16:00	千早赤阪村		保健センター3階集団指導室/民生部福祉課南浦 0721-26-7269

### 【日程調整中のところ】

◆枚方市 11月4日(火)午後、5日(水)午前、6日(木)午前

◆熊取町 10月29日(水)、30日(木)午前・午後

★要望書への回答は届き次第大阪社保協ホームページ「2025 自治体キャラバンのページ」にアップ

【事前学習会日程】 ※必ず各自キャラバン資料集をご持参ください。

◆7月24日(木)18:30- 泉州ブロック学習会①(岸和田市総合福祉センター)

◆7月29日(火)18:00- 北河内ブロック学習会①(寝屋川市職員会館)

◆8月4日(月)14:00- 大阪府保険医協会

◆8月6日(水)19:00- 北摂豊能ブロック学習会(吹田市立内本町コミュニティセンター)

ミーティング ID: 825 9447 3767 パスコード: 104230

◆8月18日(月)①15:00- ②18:00- 河南ブロック事前学習会(松原テラス)

◆8月26日(火)18:00- 北河内ブロック学習会②(守口エナジーホール)

◆9月10日(水)10:00- 大阪市内ブロック学習会(大阪民医連)

ミーティング ID: 821 7010 3444 パスコード: 483356

# 2025 年不服審査請求運動をとりくもう！ 学習・意思統一集会

6月～7月にかけて今年度の介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民健康保険料の決定通知書が各市町村から送られてきています。

第9期（2024～26年度）介護保険料は、大阪市が9,929円と全国一高くなったことをはじめ、守口市（2位）、門真市（3位）、松原市（5位）など、全国上位を大阪が占め、大阪府内加重平均は、全国47都道府県中もつとも高くなっています。

国民健康保険料も「統一国保」のもとで大幅な引き上げとなっています。物価高騰が、生活苦に拍車をかけている中で、高い保険料は高齢者の生活をさらに苦しめるものとなっています。

こうした中で、高齢者の怒りの結集の手段である不服審査請求運動は重要な意義をもっています。昨年は大阪全体で973件の介護保険料に対する不服審査請求が提出されました。

今年はさらに1000件を超える取り組みをしていきたいと考えています。ぜひ学習・意思統一集会にご参加ください。

**日時** 7月29日（火）午後2時～4時

午後1時半開場 2時開会

**場所** 国労大阪会館 3階会議室

**内容** 特別報告 大阪の介護現場の実態と改悪の動き

大阪民医連事務局 土井貴史さん

報告① 「全国一高い大阪の介護保険料と不服審査請求運動の意義」(日下部さん)  
報告② 不服審査請求の方法・取り組みのポイント (藤原さん)

質疑応答 地域・団体から発言



主催 大阪社会保障推進協議会・全日本年金者組合大阪府本部  
全大阪生活と健康を守る会連合会

★オンラインの要望がありましたので zoom の設定もしました。  
<https://us06web.zoom.us/j/83156744570?pwd=CDcJVfTb3IKxFqznmhdiH81Yeb0zN8.1>  
ミーティング ID: 831 5674 4570 パスコード: 388891